



雇児育発 0930 第 2 号  
平成 23 年 9 月 30 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

### 施設入所等子どもに関する証明書について

平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 23 年法律第 107 号）が平成 23 年 8 月 30 日に公布され、平成 23 年 10 月 1 日から施行されることとなったことに伴い、児童福祉施設等に入所している中学校修了前（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間。以下同じ。）の子ども等に係る子ども手当については、児童福祉施設等の設置者等に支給されることとなったところです。

当該子ども手当について、児童福祉施設等において適切に管理する必要があるため、当該子ども名義の預貯金の口座の開設を行う場合があります。預貯金の口座の開設にあたっては、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）により、口座名義人の本人確認書類が必要となることから、金融機関での手続きが円滑に行われるよう、子ども手当の支給対象となっている児童福祉施設等に入所している中学校修了前の子ども等の氏名、生年月日、住居を市町村（特別区を含みません。以下同じ。）長が証明し、当該証明書をもって本人確認書類とすることが考えられます。参考として別紙のとおり様式（見本）を送付しますので、認定を行う市町村においては、受給者から求めがあった場合、証明書を発行していただくよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に規定する技術的助言に当たるものです。

また、この件については金融庁と協議済ですので念のため申し添えます。

(別紙)

## 証明書の様式（見本）

### 証明書

子どもの氏名 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 \_\_\_\_\_

住 居 \_\_\_\_\_

子どもが入所している  
施設等の名称 \_\_\_\_\_

平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 23 年法律第 107 号）に基づく子ども手当の支給対象となっている子どもの状況は上記のとおりとなっていることを証明します。

平成 年 月 日

市町村長 印

#### (注意)

1. 「住居」欄は子どもが児童福祉施設等に入所している場合（子どもが小規模住居型児童養育事業を行う者へ委託されている場合を含みます。）は子どもが入所している児童福祉施設等の所在地（児童福祉施設等の設置者等が複数の施設等を運営している場合であって、児童福祉施設等の所在地（本体施設の所在地）と居住地が異なる子どもにあっては子どもの居住地）を、里親の場合は当該里親の住民票上の住所を記載したものです。
2. 「子どもが入所している施設等の名称」欄は子どもが里親へ委託されている場合は空欄となります。